

徳島県立農林水産総合技術支援センター
整備運営事業

基本協定書（案）

（修正版）

平成 22 年 6 月 11 日

徳 島 県

徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関して、徳島県（以下「甲」という。）と〇グループを構成する本基本協定末尾当事者乙欄に記名押印する各社（代表企業、構成企業及び協力企業を含む。それぞれの別は本基本協定末尾のとおりとする。以下これら各社を総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として選ばれたことを確認し、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の実施方針、要求水準及び事業契約書案の趣旨や提案内容を逸脱しない範囲内において本件事業の入札手続に係る選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙の代表企業及び構成企業は、本協定締結後、平成〇年〇月〇日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を徳島県内に設立し、その履歴事項証明及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。乙の代表企業及び構成企業は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、乙の代表企業及び構成企業は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を徳島県外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

2 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、乙の代表企業及び構成企業は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

3 事業予定者の設立に当たり、代表企業及び構成企業は必ず出資し（発行済み株式総数における持株割合は、代表企業〇％、構成企業〇は、〇％とする。）、事業契約継続中、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、同持株割合を維持するものとする。また、事業契約継続中、代表企業は事業予定者の出資者中最大の議決権を持つものとし、乙の代表企業及び構成企業は事業予定者における議決権保有割合の合計が事業予定者の議決権総数の50パーセントを超過するように維持するものとする。代表企業及び構成企業以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加を認める場合には、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙の代表企業又は構成企業は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙の代表企業又は構成企業は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、設計に係る業務を〇〇に、施設整備に係る業務を〇〇に、工事監理に係る業務を〇〇に、開業準備に係る業務を〇〇に、維持管理に係る業務を〇〇に、運営に係る業務を〇〇にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定めるところに従ってそれぞれ業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

- 3 第1項に定めるところに従って事業予定者から業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、本基本協定締結後、平成22年12月〇日を目途に、甲と事業予定者間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。

- 2 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本件事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

- 3 甲及び乙は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする。

- 4 事業契約の締結がなされる前に、本件事業の入札に関し、乙の構成員に以下の各号の事由が生じたときは、仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、同条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、同条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙の構成員が、排除措置命令又は納付命令(以下「原処分」という。)に不服があるとして審判の請求を行い、審判手続きが開始された後において、独占禁止法第52条第4項の規定により当該審判の請求を取り下げ、同条第5項の規定により当該原処分が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第66条の規定による審決(違反行為がなかったとして同条第3項の規定により原処分の全部を取り消す場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(5) 乙の構成員が、公正取引委員会が乙の構成員に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請

求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えが取り下げられたとき。

(6) 乙の構成員(乙の構成員が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

5 事業契約の締結がなされる前に、乙の構成員に以下の各号の事由が生じたときは、事業契約仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。

(1) 乙の構成員のうち代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合。

(2) 乙の代表企業を除く構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合で、甲が当該構成員の除外又は変更を認めなかったとき。

6 乙の代表企業及び乙の構成企業は、甲と事業予定者との事業契約の本契約の締結と同時に、別紙1の書式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙の代表企業及び乙の構成企業以外の事業予定者の株式の保有者全員から別紙2の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本件事業に関して必要な準備行為(設計に関する打ち合わせを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用に係る準備行為に協力するものとする。

2 乙は係る協力の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)を事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約の不調)

第8条 甲の責めに帰すべき事由により事業契約の契約の締結に至らず、これに起因して乙において損害が生じた場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。

2 第6条第4項の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、乙のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、サービス対価Aのうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する額の違約金を甲に支払う。

3 前2項の場合を除き、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第9条 事業契約締結後において、事業契約に関し、第6条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、サービス対価Aのうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する額の違約金を甲に支払う。

2 同一の事実につき同条同項の複数の号に該当した場合でも、乙は、前項に規定する違約金を

重ねて支払うことはない。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は本協定書に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと並びに本協定書の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は徳島地方裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定を〇〇通作成し、甲及び乙の代表企業、構成企業及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

徳島県

徳島県知事

印

乙

代表企業

住所

名称

代表者

印

構成企業

住所

名称

代表者

印

構成企業

住所

名称

代表者

印

協力企業

住所

名称
代表者

印

協力企業

住所
名称
代表者

印

別紙1（第6条関係）

出資者保証様式

平成 年 月 日

（あて先） 徳島県知事

出資者保証書

徳島県（以下「県」という。）と（事業予定者）（以下「事業者」という。）との間において、平成〇年〇月〇日付けで締結された徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、出資者である〇、〇及び〇（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとする。

記

- 1 事業者が、平成〇年〇月〇日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は〇株であり、うち〇株を〇が、〇株を〇が、及び〇株を〇が、それぞれ保有していること。
- 3 当社らは、県の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
- 4 事業者が本件業務を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を県に対して書面により通知し、県の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに県に対して提出すること。
- 5 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、県の事前の書面による承諾を得て行うこと。

（保証人） 住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

別紙2（第6条関係）

誓約書の様式

平成 年 月 日

徳島県

徳島県知事 様

誓 約 書

当社／私は、本日現在、（事業予定者）の株式 株を、保有しています。当社／私は、当該株式を譲渡する場合には、事前に徳島県の承諾を得るものとし、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、徳島県に提出します。

所在地／住所：

会社名／氏名：